

広島県公安委員会告示第23号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者から同規則第5条第1項第1号に掲げる事項（住所を除く。）の変更について次のとおり届出があったので、同規則第7条第2項の規定により公示する。

平成23年3月30日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

1 変更の内容

(1) 変更後

ア 名称

株式会社吉田自動車教習所

イ 代表者の氏名

佐古田 邦章

(2) 変更前

氏名 佐古田 邦章

2 変更年月日

平成23年3月4日